



ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

関連法務トピックス(2024年6月)

EUの刑法による環境保護に関する指令の制定

June 2024

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定又は制定の準備が急速に進められています。企業をはじめ様々なステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー(さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。)をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、以下のトピックについてご紹介します。

- ・ EUの刑法による環境保護に関する指令の制定

In detail

1. はじめに

EUは、2024年4月11日、刑法による環境保護に関する指令(Directive 2024/1203 on the protection of the environment through criminal law¹) (以下「**本指令**」といいます。)を採択しました。環境犯罪が世界的に年5-7%のペースで増加し、環境、健康及び経済に対して年間800億~2,300億ユーロもの損害を及ぼす脅威となる一方で、その摘発等が十分になされない状況下、本指令は、環境犯罪に係る調査や刑事責任の追及のあり方の改善を目的として、従前の指令(Directive 2008/99²) (以下「**旧指令**」といいます。)に代えて、環境犯罪となる行為を拡大し、刑罰等を強化する方向で、EU全域におけるそれらの最低基準を定めるものです³。

本指令は2024年5月20日に施行され、当該施行後2年以内に、EU加盟国がそれぞれ本指令を反映した国内法を制定することにより、本指令が各国において適用されることとなります。なお、本指令が定めるのは最低基準にすぎないため、EU加盟国においては、より厳格な国内法を制定することも許容されています。

¹ 本指令

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202401203

² 旧指令

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32008L0099>

³ EUホームページ

https://environment.ec.europa.eu/law-and-governance/environmental-compliance-assurance/environmental-crime-directive_en

また、EU 加盟国は、環境犯罪行為の全部又は一部が自国内で実行された場合のみならず、他国で実行された行為による損害が自国で発生した場合にも管轄権を有することとなります(本指令第 12 条)。

本ニュースレターでは、本指令の内容を概観します。

2. 本指令案の概要

(1) 環境犯罪の行為類型の拡大

本指針においては、環境犯罪に該当する行為類型が大幅に拡大され、大まかには、以下の各類型が規定されています(本指令第 3 条)。EU 加盟国は、これらの行為が故意又は少なくとも重過失でなされた場合に環境犯罪に該当するよう確保する義務(同条)や、また、これらの行為の扇動、幫助又は教唆や、一部の行為の未遂についても環境犯罪に該当するよう確保する義務を負います(本指令第 4 条)。

	規定される環境犯罪の行為類型(本指令第 3 条第 2 項(a)~(t))
旧指令より存するもの ⁴	(a) 大気、土壌又は水中への大量の物質、エネルギー又は放射線の排出等(※) (f) 廃棄物の回収、運搬、処分等(※) (g) 廃棄物の船舶輸送 (j) 危険な活動がなされる、又は、危険な物質が貯蔵若しくは利用される施設の操業又は閉鎖(※) (l) 放射性物質の製造、生産、加工、取扱い、使用、保有、保管、輸送、輸出入又は処分等(※) (q) (n)(o) 保護されている野生動植物の殺生、保持、売却等保護地域における生息地の重大な破壊を引き起こす行為 (s) オゾン層を破壊する物質の生産、輸出入、上市等
本指令によって新設されたもの	(c) (b) 規制に違反してなされる大気、土壌又は水中への大量の物質、エネルギー又は放射線の排出等に繋がる製品の上市(※)規制に違反してなされる一定の物質の製造、上市、輸出又は利用(※) (d) 規制に違反してなされる水銀等の製造、利用、保管又は輸出入(※) (e) 規制に違反してなされる開発プロジェクトの実施(※) (h) 規制に違反してなされる船舶のリサイクル (i) 水質の悪化又は海洋環境の破壊を引き起こすか、又は引き起こすことが見込まれる汚染物質の船舶による排出 (k) 規制に違反してなされる一定の施設の建設、操業又は解体等(※) (m) 地表水の環境状態等の損害を引き起こすか、又は引き起こすことが見込まれる取水 (p) 規制に違反してなされる一定の製品の EU 市場における上市又は EU 市場からの輸出 (r) 規制に違反してなされる侵略的外来種の EU 域内への持ち込み、上市等(※) (t) 規制に違反してなされるフッ素系温室効果ガスの製造、上市、輸出入等

(注) 上表において、※が付された類型は、人の死若しくは重大な傷害、空気、土壌若しくは水の質への重大な損害、又は生態系、動物若しくは植物への重大な損害を、引き起こすか又は引き起こすことが見込まれる行為であることを要します。

⁴ 旧指令より存する類型についても、厳密な構成要件は本指令によって随所変更されています。

(2) 刑罰等

(i) 個人に対する刑罰等

- 本指令においては、旧指令と同様に、EU 加盟国が、効果的、比例的かつ抑止的な刑罰を規定する義務を負います(本指令第 5 条第 1 項)。加えて、本指令では、拘禁刑の上限を環境犯罪の類型等に応じて、10 年以上、8 年以上、5 年以上又は 3 年以上と設定することが EU 加盟国に義務付けられます(同条第 2 項)。
- さらに、本指令において新たに、EU 加盟国には、環境犯罪を行った個人に対して、環境の回復義務、損害賠償義務、罰金、公的資金へのアクセスからの除外、法人における指導的地位の剥奪、許認可の取り消し、公職への一時的な立候補禁止、公表等を含む、刑事上又はそれ以外の必要措置を講じることが義務付けられます(同条第 3 項)。

(ii) 法人に対する刑罰等

- EU 加盟国は、法人の指導的な地位にある個人によって当該法人の利益のために行われたり、あるいはかかる個人による管理・支配の欠如等によって当該個人の権限下にある者によって当該法人のために行われた環境犯罪については、当該法人に対しても刑罰を科す義務を負います(本指令第 6 条第 1 項、同条第 2 項)。
- 本指令においては、旧指令と同様に、EU 加盟国が、法人に対して、効果的、比例的かつ抑止的な刑罰を規定する義務を負いますが(同第 7 条第 1 項)、新たに、以下のとおり環境犯罪の類型等に応じた罰金の最高額を設定する義務が設けられました(同条第 3 項)。
 - 重大な犯罪については、年間総世界売上高の 5%以上又は 4,000 万ユーロ以上
 - その他の犯罪の場合の罰金については、年間総世界売上高の 3%以上又は 2,400 万ユーロ以上
- さらに、本指令において新たに、EU 加盟国には、法人に対して、環境の回復義務、損害賠償義務、公的援助等を受ける資格からの除外、公的資金へのアクセスからの除外、一時的又は恒久的な事業活動の停止、許認可の取り消し、司法による監督、解散、犯罪に使用された施設の閉鎖、環境基準遵守強化のためのデュー・ディリジェンス制度の確立、公表等を含む、刑事上又はそれ以外の必要措置を講じることが義務付けられます(同条第 3 項)。

3. おわりに

本指令に伴う環境犯罪の範囲の拡大及び重罰化は、EU 域内で事業を展開する日本企業に対しても重大な影響を及ぼすことが想定されます。また、取引をする EU 域内企業等が本指令及び本指令を受けて各加盟国が制定する国内法を遵守するため、日本企業に対して契約上の義務を要求することも想定されます。

日本企業としては、本指令等の内容を把握した上で、自社の事業内容も踏まえて自社に及び得る影響を特定し、弁護士を含む専門家のアドバイスを受けながら、対応方針の策定や社内体制(社内規程・手続の制改定、内部監査、研修等)の整備等の適切な措置を講じていくことが求められます。

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業及び社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず、企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability.html>)。

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー	パートナー	パートナー
弁護士・公認会計士	弁護士・ニューヨーク州弁護士	弁護士
北村 導人	山田 裕貴	日比 慎
michito.kitamura@pwc.com	hiroki.yamada@pwc.com	makoto.hibi@pwc.com
弁護士	弁護士	弁護士
小林 裕輔	蓮輪 真紀子	阪本 凌
yusuke.y.kobayashi@pwc.com	makiko.hasuwa@pwc.com	ryo.r.sakamoto@pwc.com
弁護士	弁護士	弁護士
久保田 有紀	福井 悠	有田 大修
yuki.y.kubota@pwc.com	yu.fukui@pwc.com	taishu.arita@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.